

審査請求書

2014年月日

地方厚生局社会保険審査官 殿

〒_____

請求人 住所_____

氏名_____印

電話 () - () - ()

〒_____

代理人 住所_____

氏名_____印

電話 () - () - ()

(請求人との関係)

次の通り、審査請求します。

請求人 住所_____

氏名_____

生年月日 年 月 日生

基礎年金番号 _____

原処分者 所在地 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2

名称 厚生労働大臣

原処分があつたことを知つた日 年 月 日

審査請求の趣旨

2013年10月の「物価スライド特例分」解消を理由とする年金改定を取り消すこと。

審査請求の理由

委任状

この審査請求については、_____を私の代理人にいたします。

請求人氏名_____印

年 月 日

地方厚生局社会保険審査官 殿

世論の力で ストップ! 年金引き下げ

年金2.5%の引き下げは、際限のない年金引き下げに道を開く重大な攻撃です。全組合員の参加をめざして運動を成功させ、年金引き下げの流れを変えさせましょう。



不服審査請求運動を 圧倒的な数で成功させましょう

年金引き下げは許せません。3年間で2.5%の引き下げを行い、そのあとは、マクロ経済スライドによる本格的な引き下げを、毎年実施しようとしています。社会保障の財源を減らすために、年金が一貫してねらわれています。

不服審査請求は、この年金引き下げ

の流れを変える運動です。私たちは、これを、いまだかつてない規模でとりくもうとしています。まさに、3000万高齢者の不安と怒りを組織する運動です。成功すれば、世論を動かし、年金をめぐる情勢を変えるでしょう。がんばりましょう。

10月から仲間づくり月間、運動の中で仲間を増やしましょう



全日本年金者組合

〒170-0005 東京都豊島区南大塚1-60-20 天翔大塚駅前ビル
TEL03-5978-2751 FAX03-5978-2777
E-mail: honbu@nenkinsha-u.org

2013年8月

認められません どう考へても不当な年金切り下げ

これ以上の年金引き下げは、 憲法25条、国連勧告に違反します

「買い物は食べるものだけ」「働けなくなったらと思うと目の前が真っ暗」「年金5万円。これ以上減っては食べていけない」など、高齢者が悲鳴をあげています。
これ以上の年金引き下げは、生存権を保障する憲法、無年金・低年金の改善と最低保障年金の確立を求める国連勧告に違反します。

不当な切り下げの理由

10年あまりも昔の消費者物価指数の下落が反映されていないという理由で年金が下げられます。これは「物価が上昇する状況のもとで解消」としてはいた政府の考えにも矛盾します。

とんでもない! 物価上昇のなかでの 年金切り下げ

アベノミクスによる円安で、食料・光熱費などが恐ろしいいきおいで上がっています。こんななかでの年金切り下げは、とんでもないことです。

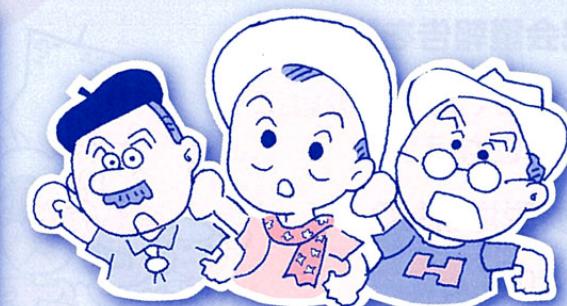
雇用と賃金の改善が年金を守る
年金を守れば若者も安心

不当なのは 低年金を含めての一括切り下げ

今でも暮らしていく低年金者を含めての年金切り下げは不當です。いま、基礎年金のみの受給者は819万人、厚生年金をあわせて月10万円以下の人は1300万人近くもいます。1人暮らしの高齢者も多く、子どもにも頼れず、追いつめられています。

高齢者の暮らしを反映しない 消費者物価指数

物価指数で年金が下げられていますが、物価指数が下がるおもな原因は、テレビ・パソコン、冷蔵庫・エアコンなどの下落によるものです。健康保険料、介護保険料の引き上げはまったく考慮されていません。医療費が高齢者には重い比重であることも考慮されていません。



共同を呼びかけ、運動をひろげましょう

誰でもできる不服審査請求

行政不服審査請求は法律にもとづく国民の権利です。年金関係の具体的な手続きは「社会保険審査官及び社会保険審査法」がさだめています。

年金額改定通知書のコピーは添

付する必要がありません。年金組合が作成した請求用紙で住所・氏名欄・年金番号などを記入すればよいことになっています。簡単な手続きでだれでも不服審査の請求ができます。

声をかけて
請求する人を増やしていきましょ

審査請求の流れ

○「年金額改定通知」の受け取り

10月分(1%)の削減通知は、年金の受け取り月の12月上旬にくる。

○「審査請求書」の提出

「審査請求書」は2月上旬までに提出(「改定通知」を受け取った日から60日以内)。

○「審査請求書」受理の通知

審査官から「審査請求書」を受け取った旨の通知がくる。

○「決定通知」

審査官から「決定通知」(却下、棄却、容認)がくる。

○再審査請求

「決定通知」受け取り後60日以内に請求。

○県本部に推進体制をつくる

この運動は支部の取り組みが力、全支部が足並みを揃えて取り組めるよう適切な援助をする。

1) 県全体の取り組みの計画

2) 進捗状況の確認

○各支部の取り組み

1) 代理人を組織する

2) 審査請求人を組織する

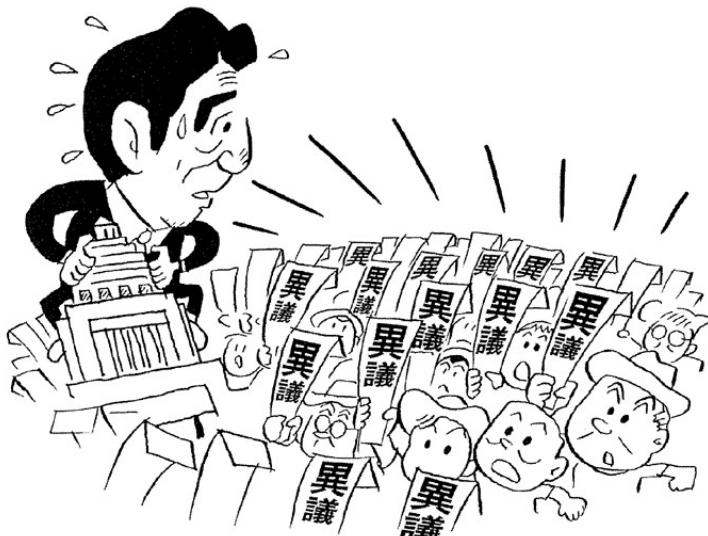
3) 審査請求書の作成

○1月下旬に全国いっせい統一行動で提出

支部役員から
はじめよう

2.5% 年金引き下げは不当

不服審査請求運動をごいっしょに!



年金引き下げは許せません。少子高齢化を口実に、年金が際限もなく減らされようとしています。高齢者にとっても、若い人にとっても、不安が増すばかりです。

みんなで手をつないで、年金引き下げをやめさせましょう。

不当な2.5%引き下げの理由

10年も前、消費者物価指数が下がったのに年金を下げなかったという理由で年金を引き下げるものです。高齢者の生活も消費の落ち込みも厳しくなっています。税金も医療・介護保険料も上がり、食料・光熱費も値上がりしています。消費税増税と年金引き下げでは高齢者はくらしていけません。

3年で 2.5% 削減	2013年 10月 1.0%
	2014年 4月 1.0%
	2015年 4月 0.5%

その後も続く毎年の引き下げ

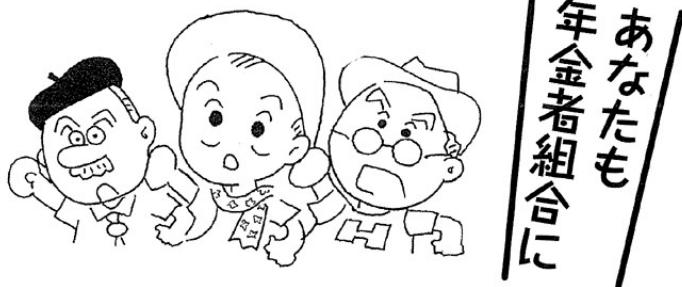
2.5%年金削減のあとには、さらなる年金引き下げの仕組みが動き始めます。その流れを変えさせるのが「不服審査請求運動」です。

だれでも 審査請求 できます

●「年金額改定通知」受け取り
12月上旬
●「審査請求書」の提出
2月上旬迄に提出

こんな不当な年金引き下げに、だまっていることはできません。12月に1%の削減通知が届きます。この通知に対して審査を求めていきます。

多くの方々と力を合わせて、この運動を成功させ、年金引き下げをストップさせましょう。



全日本年金者組合

連絡先

〒170-0005 東京都豊島区南大塚1-60-20 天翔大塚駅前ビル
TEL03-5978-2751 FAX03-5978-2777 E-mail: honbu@nenkinsha-u.org

2013年9月